

地方行政法人鳥取県産業技術センター研究員派遣事業規則

平成19年4月1日
改正平成22年10月1日

(目 的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が、中小企業者等の製品開発、技術課題解決及び技術移転のため、センター以外の者（以下「派遣先」という。）へ研究員を派遣し（以下「研究員派遣」という。）、現地調査、技術指導等を行うに当たり必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において中小企業者等とは、県内において事業を営んでいる者、又は事業を営もうとする者で次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者
- (2) その他、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長（以下「理事長」という。）が特に認める者

(研究員派遣の内容)

第3条 この規則において研究員派遣とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究員派遣の内容は、派遣先において実施される技術開発に係る試験、研究、分析、検査、評価、説明等に関する技術的課題の解決支援であること。
- (2) 研究員派遣の対象は、中小企業者等への派遣のうち、派遣日数が1日以上と想定されるものであること。
- (3) 研究員派遣の期間は、1つの技術的課題に対して1年以内であること。
- (4) 派遣する研究員（以下「派遣研究員」という。）が派遣先で業務を行う時間は、原則としてセンターにおける就業規則に定める休日を除く日の勤務時間の範囲内であること。

(申込み)

第4条 研究員派遣を受けようとする中小企業者等は、研究員派遣申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(審査等)

第5条 理事長は前条の規定による申込があったときは、その内容を派遣研究員の所属する所長に意見を求め、諾否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により研究員派遣を決定したときは、その諾否を研究員派遣承諾通知書（様式第2号）により申込のあった中小企業者等に通知する。

(手数料及び旅費の支払)

第6条 手数料の額は、研究員派遣を行う日1日につき、1人当たり5,000円とする。

派遣日数が1日未満、又は1日に満たない期間がある場合は、これを1日とする。

2 派遣先は、研究員派遣を実施した月ごとに、翌月にセンターが発行する請求書に記載される手数料を支払わなければならない。

3 派遣先は第1項に定める手数料とは別に必要な機器使用料、分析手数料は定められた額を支払わなければならない。

4 派遣先は、派遣研究員に係る旅費を負担しなければならない。

(研究員派遣の中止)

第7条 センター及び派遣先は、天災その他やむを得ない理由により研究員派遣を継続することが困難になった場合、協議の上、当該研究員派遣の一部又は全部を中止することができる。

2 前項において、センター及び派遣先は双方が受けた損害については、相互にその責めを負わない。

(成果の報告)

第8条 センターは、研究員派遣を終了又は中止したときは、研究員派遣報告書（様式第3号）を派遣先に提出する。

(知的財産権の帰属)

第9条 研究員派遣において発生した発明等に係る知的財産権についての取扱いは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター共同研究規則の例による。

(守秘義務)

第10条 センター及び派遣先は、研究員派遣において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) すでに公知のもの。

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。

(3) 相手方から当該情報を入手した時点で、すでに保有していた情報であるもの。

(4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの。

(5) 他の規定等に別段の定めがないもの。

2 センター及び派遣先は、前項に記載した秘密情報の保持に関して、相手方の求めに応じて、別途秘密保持契約を締結することができる。

(事務手続き等)

第11条 研究員派遣に関する事務手続き等については、別紙のとおりとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 様

申込者 所在地
名 称
代表者

印

研究員派遣申込書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター研究員派遣事業規則第4条の規定に基づき、
下記のとおり研究員派遣を受けたいので申込みます。

記

設立年月日（西暦）	年	月	日	従業員数（常用）				名
資本金	円			うち技術・研究職員				名
会社の業務の概要								
派遣依頼課題								
派遣依頼内容								
派遣場所								
派遣を希望する期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日							
派遣を希望する日数	合計 日間							
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
日数（日）								
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
日数（日）								

派遣先における担当者	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
	所属・役職		
	連絡先		
	E-mail Address		

平成 年 月 日

（研究員派遣申込者） 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 印

研究員派遣承諾通知書

平成 年 月 日付けで申込のありました研究員派遣について、次のとおりとしましたので通知します。

記

- 1 派遣依頼課題 :
- 2 派遣研究員所属・氏名 :
- 3 計画派遣期間 : 平成 年 月 日～ 年 月 日まで
- 4 計画派遣日数 : 日間

平成 年 月 日

（派遣先企業等） 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 印

研究員派遣報告書

平成 年 月 日付け通知の研究員派遣について、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター研究員派遣事業規則第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 派遣依頼課題 :
- 2 派遣期間 : 平成 年 月 日～ 年 月 日
- 3 計画派遣日数 : 日間
- 4 派遣日数実績 : 日間
- 5 派遣研究員所属・氏名 :
- 6 派遣日及び業務内容(成果) : 別紙のとおり

(別紙)

番号	月／日	業 務 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 8		
1 9		
2 0		
(成果概要など)		